

資料 1

再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の設置について

令和元年 9 月
資源エネルギー庁

中長期的な将来も見据え、パリ協定を契機とした脱炭素化の要請の高まりを背景に、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた環境整備を進めていくことが必要である。

FIT 制度は、再生可能エネルギー導入初期における普及拡大と、それを通じたコストダウンを実現することを目的として、時限的な特別措置として創設されたものである。「特別措置法」である FIT 法にも、2020 年度末までに抜本的な見直しを行う旨が規定されている。

FIT 制度創設以降に生じた課題に対しては、「再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立」を掲げて 2016 年に FIT 法の改正（2017 年 4 月施行）を行ったが、残存する課題やその後生じた変化に対しては、「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」で議論してきた現行制度下での政策対応に加え、それを超える部分については、FIT 制度の抜本見直しに併せて再生可能エネルギー政策を再構築する中で検討していく必要がある。

このため、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に「再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会」を設置し、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた更なる環境整備について、政策対応の具体化に向けた検討を行う。